

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の取扱変更について

【変更内容】

令和5年10月1日以降の市町村に対する認定申請分から、**資金使途が借換資金に限定されます。**

真水資金のみの借入を希望される場合は、令和5年9月末日までに市町村に対して認定申請を行い、令和5年10月31日までに当協会に保証申込みをお願いします。

SN4号認定申請日	協会受付日	対象資金
～R5.9.30	～R5.10.31	限定なし
R5.10.1以降	～R5.10.31	借換資金（真水のみは不可）
～R5.9.30	R5.11.1以降	借換資金（真水のみは不可）
R5.10.1以降	R5.11.1以降	借換資金（真水のみは不可）

※セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症）で利用できる全ての保証制度に適用されます。

【補足】

- ・認定申請日及び保証協会への申込み時期によって取扱が異なります。
- ・保証申込みとは、保証協会に書類が到着し、受付まで完了することをいいます。
- ・認定申請日については、認定申請書の右上に記載されている日付で確認してください。

お問い合わせ先	電話番号
保証部	099-223-0271